

瀬戸内トラストニュース

第56号 2013年11月

環瀬戸内海会議事務局 700-0973 岡山市北区下中野 318-114 松本方 TEL&fax 086-243-2927

伊方原発再稼働を止めよう！！



今、日本列島には稼働する原発は1基もない。50基すべて止まっている。しかし、関電高浜、九州玄海、四電伊方原発の再稼働が目論まれ、伊方がその「一丁目一番地」と、全国から注目されている。

電力会社・「原子カムラ」は、伊方を突破口に雪崩を打って原発を再稼働させようと蠢（うごめ）いている。電力会社が原発稼働なしでも「電力は大丈夫」なのは、各地で最高気温の更新が相次いだ今年の夏を見ても、誰の目にも最早明らかだ。みんなの力で伊方原発再稼働を止めよう！

12月1日(日)10:00、松山市城山公園に集まろう！ （詳細は折込案内をご覧ください）

速報

11月14～15日 瀬戸内法改正、伊方再稼働ストップを国会議員に訴える



11月14～15日環瀬戸内海会議は、瀬戸内法改正、伊方原発再稼働ストップを訴え、衆参議院に要請行動を行いました。

度重なる衆参議員選挙、そして政権交代で、それまでのロビー活動の成果が雲散霧消する事態を繰り返していましたが、再度その足掛かりを求めてロビー活動を行いました。

あらためてその一歩が踏み出せたと思います。ロビー活動のため上京した阿部代表、青木副代表、そしてロビー活動に同行頂いた首都圏在住の皆様、面談のアポを取るなどご協力の皆様に感謝いたします。（詳細は4～5頁をご覧ください）

目次

愛媛県	愛媛県議会「伊方再稼働を認めない」請願不採択への反対討論	阿部悦子	2
愛媛県	10月22日、伊方町で「防災・避難訓練」を見学 まるで「避難ごっこ」	阿部悦子	3
瀬戸内法改正と伊方原発再稼働中止で国会ロビー活動			4
広島県	鞆の浦埋立て架橋計画の今	環瀬戸事務局	5
香川県	産廃との闘い続く豊島 完全撤去・再生を見届けよう	環瀬戸事務局	6
兵庫県	西播磨に 二つもの「産廃処分場計画」	青木敬介	7
岡山市	御津産廃処分場計画を許さない！	環瀬戸事務局	8
愛媛県	宇和島地区広域ゴミ処理施設建設計画の現状	環瀬戸事務局	9
	2013年瀬戸内海沿岸海岸生物調査の現場から	井出久司	10
小豆島	新内海ダム空っぽにしろ！！ 辺野古埋立て土砂 瀬戸内調達を許さない！	松本宣崇	11
	「瀬戸内海は今」好評販売中!! 出版案内 各地からのご案内		12

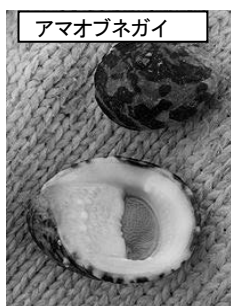
2013 年瀬戸内海沿岸海岸生物調査の現場から

環瀬戸内海会議幹事 井出久司(愛媛県)

今年の夏も、近年同様の猛暑で、暑いのが苦手な私は生物調査をかねてしばしば海岸に出かけました。反原発の集会で、各地に飛び回りましたが、訪れた場所でも海を見、海の生き物を見て、現地の人にも聞いてきました。陸上では、9.11 東京で、まだミンミンゼミが鳴いていたこと、10 月に入ってもツクツクボウシが鳴いているなど、異常と感じられることがありました。では、海の中はどうかと言えば、やはり気になる事はいろいろとありました。

今年も昨年同様に環瀬戸内海会議での定点の中島、白石の鼻、北条大浦（風和里の前）、今治の波方と近見で生物調査。また、広島県の呉で 2 か所、個人的に北条浅海付近で数ヶ所、今治大島にも行きました。その中で最も印象的なのは中島の生物調査です。

昨年、急に岩の表面に泥が多く付着し、例年たくさん見られたイボニシ、スガイ、イシダタミ等の巻き貝の激減が確認され、これは今年の梅雨時の大雨による土砂の流入が原因かと推測したが、今年は梅雨時極めて少雨だったにもかかわらず、昨年同様泥の付着が多く、さらにひどくなっている感じで、イボニシ等も同様に極めて少なかった。イボニシが、今年は多くの場所で少なく、また小型個体が多かったため、世代交代の時期かと推測できるが、中島の定点は泥の付着が著しいためと推測される。そして、この泥の付着の原因は、未だ解明されていないが、かつて中島神浦（このうら）にしゅんせつ土砂（泥）を埋め立てていることから、そこから泥の流出があったのではないかと、とも疑われる。



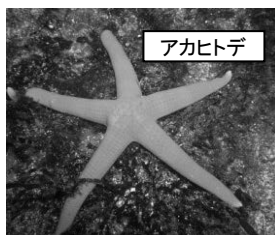
これからの調査、監視の継続が必要不可欠です。次に、これは白石の鼻や北条で昨年確認されたアマオブネガイ、この貝は実は南予や太平洋岸に生息する巻貝で、もともとこの地域に生息していなかつ

た生き物です。近年の海水の温暖化で、魚やカニ等の暖海性の生物種の瀬戸内海への侵入が確認されていますが、海岸で簡単に確認できる例であると言えます。



また、各地で磯焼け現象が問題になっていますが、この地域でも拡大している恐れがあります。この現象は岩の表面をサンゴモという白やピンク色の短く硬い海藻が覆うもので、すると他の本来生えていた海藻が生えないため大きな問題ですが、この地域でも見られ、監視が必要です。この現象の原因は未解明ながら海水の温暖化が原因ではないかと言われています。

このように概ね瀬戸内海ではかつての豊かな自然環境が失われてきていますが、これは人間によって自然環境よりも経済が優先される社会を作ったからに他ありません。人間も生き物の一種であり、同じ一つの生命体であるという認識で自然環境を守っていかなければなりません。自然こそ全ての生命のゆりかごです。大切に守り、未来へ引き継がなければならないのです。



最後に一つだけ嬉しかったのは、私が 1990 年代始めに保内町で確認してからみてなかったアカヒトデが今年 8 月北条で確認できたということです。このヒトデは水質の汚染に非常に弱く、姿を消していたと思われますが、理由はわからないが、今年 2 回確認できました。こういうことがもっと増えるように願いたいものです。

新内海ダムは空っぽにしておけ！！

事業認定取消訴訟で住民側証人が証言、しかし、国・香川県反論せず

環瀬戸内海会議事務局長 松本 宣崇

景観について、川村晃生氏(慶応大名誉教授)が、寒霞溪は自然景観であるとともに歴史景観であり、新内海ダムでその風景が殺されたと証言した。

しかし、被告・国も訴訟参加する香川県・小豆島町は一切反対尋問せずじまいであった。

12月16日にも住民側証人が証言台に立つ。

ぜひ高松地裁へ傍聴にお出かけ下さい。



13.11.16 現在の新内海ダム(地元住民撮影・提供)

姑息な被告・国の資料開示引き延ばしで遅れに遅れていた住民側証人尋問が10月21日、やっと実現、住民側証人が証言台にたった。

利水について、遠藤保男氏(水源連共同代表)が、吉田ダム完成以降一度も渇水はない、ため池からの利水を切り捨てるべきでない、小豆島町の水需要予測は過大であると証言した。

ダムサイトの地質について、志岐常正氏(京都大名誉教授)が、風化花崗岩(マサ土)であり、もろくて水を通しやすく、土石流を引き起こしやすい、しかも耐震性が低いと証言した。

内海ダム事業認定取消請求訴訟 第23回口頭弁論

住民側証人尋問・意見陳述

◆ 治水について

嶋津暉之氏(水源連共同代表)

新内海ダムでは流域住民を守れない

◆ 公共政策(意見陳述)

丸山 博氏(室蘭工科大学大学院教授)

行政手続きの違法性を意見陳述

12月16日(月) 10:00~17:00

高松地裁

辺野古埋立て土砂 瀬戸内の採取場所が判明！

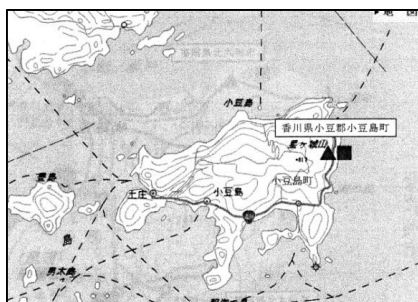


図1 香川県小豆島町福田



図2 福岡県北九州市



図3 山口県防府市(左)・周南市(右)

沖縄防衛局の辺野古埋立て免許申請添付図書より抜粋・転載

添付図書の表題は「埋立に用いる土砂等の採取場所及び採集量を記載した図書」となっている。

採取場所を鹿児島県奄美大島・徳之島・錦江町、熊本県天草市御所浦町、長崎県五島市本窯町とともに、瀬戸内海圏域では、図1～3のように、香川県小豆郡小豆島町福田、福岡県北九州市門司区の瀬戸内側三カ所、山口県防府市向島、同周南市黒髪島の計6カ所と明記。いずれも民間業者が砕石業を操業。採取量は「海砂」が58万 m^3 、「岩ズリ」が1,644万 m^3 、「山土」が360万 m^3 とされる。合計2,100万 m^3 という膨大な量である。瀬戸内海はじめ各地の景観を損なう山を削り採石することは許されない。ましてや、戦争のために島々などの山肌を削ることは絶対許されない。皆さん、監視の目を強めよう！



陸地だった太古から今日までをカラーで描く

ブックレット「瀬戸内海は今」好評発売中！

A-5版 全42頁 頒布価格：500円（送料：80円）

（10冊以上のご注文は1冊450円：送料不要）

お申し込みは環瀬戸事務局まで

今年是最初の「海の環境法」通称瀬戸内法が成立して満40年、来年は瀬戸内海が国立公園に指定されて満80年という節目の年です。

多くの人に、とりわけ未来を担う若い人に、瀬戸内海への関心を寄せてもらうことを願って、作成しました。是非お買い求めください。

***** 出 版 案 内 *****

福島原発事故

県民健康管理調査の闇

日野行介 著 2013.9.20 岩波新書

著者は毎日新聞社会部記者。最近稀な執拗に実態に迫る調査報道の結実。記者の優れた感性に期待するとともに、福島の県民健康管理調査の現実を知ってもらいたい。（税込 798 円）

祝島のたたかい

上関原発反対運動史

山戸貞夫 著 2013.8.29 岩波書店

フクシマを目の当たりにし、閉鎖性水域・瀬戸内海に原発などいらないと、誰もが思う。30年以上にわたり、上関原発を止めてきた祝島島民に感謝しつつ、本書を薦めたい。（税込 2,205 円）

***** 各地からのご案内 *****

◇NO NUKES えひめ

12月1日(日)10:00～城山公園（松山市堀之内）

主催 伊方原発を止め(089-948-9990)

◇内海ダム再開発事業認定取消請求訴訟

高松地裁現地実況見分

12月4日(水)10:30

裁判官、小豆島町草壁港到着(16:00まで)

◇北但ゴミ処理施設事業認定取消請求

第10回口頭弁論

12月11日(木)11:00～ 神戸地裁

◇内海ダム再開発事業許可取消請求訴訟

第23回口頭弁論 原告側証人尋問

12月16日(月)10:00～ 高松地裁

治水 嶋津暉之氏(水源連共同代表)

行政手続き 丸山博氏(室蘭工科大学教授)

◇岡山市御津産廃処分場許可取消、並びに

建設差止請求訴訟控訴審・判決言い渡し

12月26日(木)13:10～

広島高裁岡山支部

2013年度会費納入のお願い

年会費（一口） 個人 4,000 円 団体 10,000 円

—— 何 口 で も 可 ——

財政が逼迫しています。カンパ熱烈大歓迎！！

環瀬戸内海会議の公式HP・メールアドレスは廃止され利用できません。

当面、下記のアドレスにご連絡をお願いいたします。

すでに納入頂いた方にも振込用紙を同封していますが、環瀬戸の活動は、主に年会費とカンパで賄われていることにご理解をお願いします。くわえて、環瀬戸では各地の運動支援や瀬戸内法改正のための支援カンパのご協力をお願いしています。ご理解のうえ、カンパにご協力をお願いいたします。

瀬戸内トラストニュース 第56号

2013年11月20日発行/発行責任者 松本宣崇

環瀬戸内海会議 共同代表 阿部 悦子（愛媛県） 石井 亨（香川県）

Eメール nmatchan@ms8.megaegg.ne.jp

会費等振込先 ゆうちょ銀行 口座No. 01600 - 5 - 44750 名義 環瀬戸内海会議

振込みは銀行口座からできます

愛媛県議会「伊方再稼働を認めない」請願不採択に反対討論

環瀬戸内海会議共同代表 阿部 悦子（愛媛県議会議員）

「フクシマを繰り返さないために、伊方原発の再稼働を認めないことを求めることについて」を、委員会が不採択にしたことに、反対の立場から討論します。

◆ 過酷事故時の汚染水、県は甘い判断

福島原発は高濃度放射能汚染水流出の重大な局面を迎えています。一方、伊方原発過酷事故時には、閉鎖性水域である瀬戸内海は、太平洋のように汚染を薄めてくれる立地条件ではなく、海の放射能汚染はより高濃度に長期間続きます。この問題を県が甘く見ていることが今議会で明らかになりました。

◆ 四電は、「土のう」で汚染水拡散を防ぐ？

福島の汚染水問題で、田中規制委員長の「薄めて放出する」との発言は、公式の場で複数回行われたにも関わらず、県は「経緯を知らない」と答弁せず、さらに「伊方原発内に汚染水を溜めるタンクの敷地があるか」と聞いても「汚染水の放出を仮定した質問には答えられない」と答弁しました。

しかし、国が過酷事故を想定して作った、新しい「設置許可基準規則 55 条」に則って、四電が再稼働に向け今年 7 月に国に提出した「申請書」には、「汚染水の拡散抑制には土のうを設置」などとあります。県は知らないのでしょうか。ナント「土のう」は論外でしょう。汚染水貯留タンクの設置場所がなく、伊方原発の再稼働はありません。



佐田岬半島の集落は海辺に点在。避難は岬を貫くメロディラインだけ。

◆ 佐田岬半島の集落にチラシを配って

先日、当請願の提出団体の呼びかけで、佐田岬半島に、「あなたは安全に避難できますか」と書いたチラシを一軒ずつ配布しました。原発から 5 キロ 10 キロ圏内にある 5 集落、大江、志津、小島（こじま）、田部（たぶ）、神崎（こうざき）の 200 軒です。配布に 3 人で 6 時間。行っても行っても空家ばかり、廃屋も多数ありました。大地震でこれらが崩壊して細い道をふさぐことは目に見えています。

急な狭い坂や階段を登り詰めた所に人が住んでいます。神崎や田部には、愛媛県設置の「急傾斜崩壊危険区域」の看板がいくつも見えます。自転車も車イスも使えません。リアス式の美しい瀬戸内海の景色が悲しかったです。

◆ 子どもは一人、耕す人は「逃げられんよ」と

土曜日でしたが、子どもの姿を見たのはたった一人。6 時間の間、店も病院も学校もなく、出会ったのは狭い畑の手入れなどをする 70、80 歳以上の方ばかり。過酷事故時にはどう避難するのか、そこでは、「私ら逃げられんよ」、「諦めとるわ」という声を聞きました。

◆ 県は、「現場」を知らない答弁を

今議会の私の質問に、県はこの地区は「自家用車で松前へ避難する」、「放射性物質の大量放出時には・・・投入可能な陸海空あらゆる手段を用いて対応する」と答弁しました。現場を知らない答弁です。

県のデータでは伊方町には 55 の集落があり、特に伊方原発西側は小さな集落ばかり。10 世帯もない集落が 4 つ、10 から 50 世帯の集落が 26 もあります。住民は高齢者ばかりです。

◆ サイクリング好きは、現場に行ってください

サイクリングが得意な皆さんは、是非とも三崎半島の「メロディライン」から降りて行く集落に、足を運んで下さい。そうすれば、伊方原発の過酷事故時に、人々の避難が、どんなに絶望的か分かるでしょう。

◆ 伊方町の人口3分の一に、児童生徒数は一割に

特に指摘したいのは、伊方町の人口です。原発建設が正式決定したのは昭和 45 年、その 10 年前、伊方、瀬戸、三崎町の人口は、合計三万人を超えていました。今の人口は約一万人了。またこの地域の小中学校数は昭和 40 年には 32 校、現在は 12 校です。児童生徒数は 6,860 人いたのに、現在では 630 人です。

◆ 犠牲になる伊方の人々

地域振興の名目で土木事業が盛んに行われても、人々はこの地を去り、未来の見えない地域が残りました。伊方町の人々は、「原子力村」の金儲けのために、事故の恐怖の中で生き、今も大きな犠牲を払って生きているのです。

◆ 知事の議会軽視と非公開主義

「伊方原発環境安全管理委員会」の傍聴を同僚議員のみなさんにお進めします。再稼働の是非の決定に大きな

影響を与える委員会の傍聴もせずに、議会が結論を出すことは許されません。しかし、知事は、「傍聴席は10人枠を守る」と、45人の議員が学習することを望まないお考えのようです。議会基本条例の趣旨に則り、このような知事の議会軽視と非公開主義を打ち破り、本来の議会の役割を果たしましょう。

県の秘密主義の中で、公正な再稼働審議が出来る訳はなく、それゆえに県民は知事が「実は再稼働するのでは」と懸念しているのです。このような県の姿勢が続く中で、伊方原発の再稼働が危険であることを訴えて、討論を終わります。

(10月8日愛媛県議会9月定例最終日討論抄録)

愛媛県松山市

10月22日、伊方町で「防災・避難訓練」を見学 まるで「避難ごっこ」

環瀬戸内海会議共同代表 阿部 悦子（愛媛県議会議員）



13.10.22.防災訓練船に集まる中学生

10月22日、「愛媛県防災会議」の主催で、「大がかりな」防災訓練が行われ、議員にも案内があったため、私も参加。（参加は全県議45人のうち、5人）国と県は合同で伊方原発再稼働のための動きを強めているのだが・・・ますます「逃げられない」、非現実的な実態が浮かびあがった。

まず、訓練のはじめに、「天気は晴れ」「津波の影響なしとの状況下」だと発表された。「あれ？大地震が起きて、過酷事故が起こった想定では？」と思ったが、地震については、何もふれない。当日夕方のテレビで、知事が、「訓練は最悪の事態を想定して・・・」と言ったが、現実には、地震と原発事故が起こった時の「複合災害」の視点が全く欠けた訓練だ。

伊方町役場の上にあるオフサイトセンターで、防災会議が始まる前に全庁アナウンスがあり、「いま、本部長が到着されました」という。私は「本部長というのは県知事は？何処に？」と考え、そこにいる県や市町の職員、自衛隊員約10人に誰彼構わず聞いたが、「本部長が誰か」を答えられた人がいなかったことに驚く。その後、知事は、（県庁の）テレビ画面で登場した。初動から、「たるんだ訓練」だと実感。

テレビ会議の後、原発から5キロ圏内の三机（みつぐえ）港に、瀬戸中学校の生徒がバスで到着し、船で避難するというストーリーを見学。中学生がスクリーニングと称して放射能検知器を一人ずつ当てられている光景に心が痛む。彼ら彼女らはどんなことを考えていたのか。美しい瀬戸内海の自然を背に。

スクリーニングが終わった生徒たち約40人はその後、普段は高松港に停泊する診療船の「済生丸」に、乗り込んだ。（事故が起こって数時間で船が高松から来るはずもない）ところが、その船を見送ることになっていた私たちに、「今日は、しけているので出航はしません」と告げられる。少し白波は立っているが、晴れている穏やかなこんな日に？と愕然とする。これでは船は、ほとんどどんな日にも使えないのでは？と思う。他の報道では、三崎港のから漁船などが出たことが伝えられたが・・・三机港では、たださぼっただけか？どちらにしても、「船で避難」の計画は現実的ではない。津波も想定せねばならず、本当に海が荒れて港が使えないこともある。

中学生が、放射能汚染を受けているとして、除染するとしてビニールシートのようなものに囲われたところを、裏に回って見たが、彼女はウェットティッシュを渡されて自分の体を拭くしぐさをしていた。私は、担当らしき人に、「これで除染できるのですか」と聞いたが、返事は「いざという時にはいろいろあるとは思いますが・・・」とのこと。

「再稼働」のために、この日一万人以上を動員して、非現実的で陳腐なことをやっていることに、怒りがわく。

瀬戸内法改正と伊方原発再稼働中止で国会ロビー活動

瀬戸内法（瀬戸内海環境保全特別措置法）の改正を求めている「環瀬戸内海会議」は、11月14日と15日、国会ロビー活動（議員への要請活動）を行いました。

これまでのロビー活動での成果が、2回の選挙と政権交代により、「白紙」になった感が強くあり、緊張して上京しましたが、皆様のご協力により、一定の成果があったと思います。また、ロビー活動と同時に行ったアンケートの配布も、効果的であったと思います。

社民党との連絡が取れていない中、12日に全国の県議会議員の集まりで、阿部が尾島保彦大分県議に会い、酒井喜親大分県議から党首の吉田忠智議員に連絡を取って頂く幸運もありました。

ただ、自民党議員には、阿部が愛媛県選出の塩崎恭久と村上誠一郎両議員秘書に電話で依頼しましたが、実現しませんでした。

■ 7議員に要請

目的は瀬戸内法改正への協力要請です。法改正を求める請願署名（約10万筆）の紹介議員になってほしいとの依頼と、瀬戸内法改正をめざす議員連盟結成への協力要請です。もう一つは伊方・上関原発問題です。

14日は、山口壮衆院議員（民主、兵庫）、江田五月参院議員（民主、岡山）、福島瑞穂参院議員（社民、比例区）の議員3人の秘書に要請しました。

15日は、吉田忠智参院議員（社民、比例区、大分）菅直人衆院議員（民主、東京、宇部市出身）の議員2人と、辻元清美衆院議員（民主、比例近畿）仁比聡平参院議員（共産、比例区）の議員秘書2人に面談できました。どの議員（秘書）もていねいに応対してくれ、請願署名の紹介議員、議員連盟の結成に協力的な姿勢を示してくれました。

とくに菅直人議員は、午後4時から1時間半も対応してくれました。菅議員は今、原発ゼロの実現に力を入れておられ、外国での講演にも出かけておられる様子でした。自社さ政権時などに瀬戸内海の問題（特に豊島の産廃不法投棄など）に関わった経験をふまえ、瀬戸内海の問題や原発問題の運動に協力してくれることになりました。

た。

菅さんは東京選挙区ですが山口県生まれで、瀬戸内海の問題に寄せる思いも強いと感じました。



江田五月議員はドイツ出張中でしたが、秘書の方が丁寧に対応して下さい、今後の運動の在り方等についてもアドバイスして下さいました。また、岡山の若手の2議員に事務局を作ってもらっては、とのご提案も頂きました（これは議員連盟の立ち上げ時に必要なことだと）。

伊方原発の再稼働と上関原発の建設中止を求める環瀬戸内海会議の訴えにも、面談した議員は同調してくれました。

■ 「瀬戸内法」に関するアンケート配布

2日間で、議員控室での面談の合間を縫って、約200名の瀬戸内圏域を選挙区とする議員、瀬戸内所縁の議員の部屋を回って、『瀬戸内法』に関するアンケートをポスティングし終えることができました。

■ 今後の課題1・署名の提出

今後の国会ロビー活動にとって、明白になったことがあります。これまでは、国会に「議員連盟」を作ることと、署名の提出・請願活動を、同時に行わなければならないと考えてきた経緯があると思います。しかし、この2つは分けて考えることで、戦略を練ることができるということが分かりました。

請願署名については、10万筆の署名を、何回かに分けて、しかも紹介議員を各地域の議員になってもらって提出するというのが効果的だということです。議員の方も、自分の地元からの署名内容強い関心を寄せて頂くということにもつながります。

具体的には、まず青木副代表の地元の山口壮議

員に1万筆の署名提出の紹介議員をお願いし、現臨時国会開会中の11月25日までに提出を、青木副代表が進めることになりました。他の署名も、来年1月から始まる通常国会開会中に順次出していくことになります。どの地域の署名を誰に紹介議員でお世話になるのか、今後の課題です。

■ 今後の課題2・瀬戸内法改正に向けて

議員連盟を国会に作ってもらうこと

国会の中で「瀬戸内海議員連盟」(仮称)は、形だけならすぐにでも作れるけれど、実現をめざすとなれば、超党派の議員が、呼びかける体制を作ることが必要になります。今の政治状況では、議員連盟は自民党議員含め超党派でないとなれば効果が望めません。自民・公明の国会議員への働きかけをどうするのかという難問が横たわっています。

これは急いで、だけど、じっくり取り組まなければなりません。

そこで、署名の提出行動をとりながら、できるだけ来年の早い時期を目指して考えるしかないと思いました。

■ 改めてのお願い ～ 法改正も「ここから」

みなさんのより力強いご協力をお願いいたします。今後も瀬戸内周辺の国会議員へのロビー活動を広げていきたいと思っています。私たちが「動く」ことで、瀬戸内を守る人々の輪も広がるという確信を、今回のロビー活動で持ちました。法改正も「ここから」です。

伊方原発再稼働問題でいま、あらためて瀬戸内海が全国から注目を受けています。同時に上関原発計画を止めなければなりません。このチャンスを活かしていきたいと思っています。

(全国自然保護連合・中山敏則さんと阿部悦子共同代表の報告を事務局でまとめました)

広島県福山市鞆の浦

鞆の浦埋立て架橋計画の今

環瀬戸内海会議事務局

福山市の中世港湾を今に伝える鞆の浦。港の一部を埋立て、橋を架ける計画。広島地裁は2009年10月、鞆の浦の景観を瀬戸内法上の公益として保護すべき美的景観、「国民共通の財産」と断じ、事業計画差止めを求める住民の訴えを全面的に認めた。それから4年余り。広島県知事が埋立て架橋計画の撤回を表明したが、いまだに計画中止になっていないのだ。

推進側住民の主張の最重点は交通渋滞緩和。ならば、山側トンネル建設によるバイパス方式になぜ歩み寄れないのか。埋立て架橋により失われる景観の遺失利益は途方もなく大きいことを、理解できないのだろうか。

山陽新聞 2013. 10. 7

会側は「架橋支持の住民の方が多い」などと反論した。終了後、知事は「地域再生や景観保護など、住民ニーズを満たすことが重要だが、(架橋かトンネルか)手段の議論で双方が交わ

山陽新聞 2013. 10. 7
内政・総合
2013年(平成25年)10月7日

鞆の浦架橋問題
推進派住民と
知事かみ合わず
第3回懇談会
福山市鞆の浦埋立て
架橋計画を撤回し、
山側トンネル建設に方
針転換した湯崎英彦広
島県知事と、架橋を
支持する地元住民によ
る第3回懇談会が6日、
同市鞆町鞆の市庁支
所で開かれた。架橋を
めぐる立場で隔たりが
大きく、今回も議論は
み合わなかった。
針転換した湯崎英彦広
島県知事と、架橋を
支持する地元住民によ
る第3回懇談会が6日、
同市鞆町鞆の市庁支
所で開かれた。架橋を
めぐる立場で隔たりが
大きく、今回も議論は
み合わなかった。
針転換した湯崎英彦広
島県知事と、架橋を
支持する地元住民によ
る第3回懇談会が6日、
同市鞆町鞆の市庁支
所で開かれた。架橋を
めぐる立場で隔たりが
大きく、今回も議論は
み合わなかった。

計 報

豊島廃棄物対策住民会議元議長・児島晴敏さん。ガンを宣告され闘病をされていましたが、八月二十七日、お亡くなりになりました。享年七十五歳。まだまだ、豊島の不法投棄産廃の行く末、決着を見届けたいと思っただけだと思います。お亡くなりになる一か月前、入院中の岡山市内の病院に阿部共同代表とともに御見舞いに伺いました。「産廃処理の最後を見届けたい」と何度も繰り返していました。

九六年から島外の人たちに豊島の現状を体感し実情をその目で見てもらおうと始めた「アースデイかかわるIN豊島」、児島さんはここに、竹細工やツル細工教室を指導、竹の花生け・箸やツル籠を作りながら、ギャグ・駄洒落を連発し、参加者を笑いの渦に巻き込んでいたことを思い出します。児島さんの思いを引き継ぎ、豊島産廃の決着・島の再生に見守り続けたいと思います。ご冥福を申し上げ、謹んでお悔やみ申し上げます。

合掌

環瀬戸内海会議

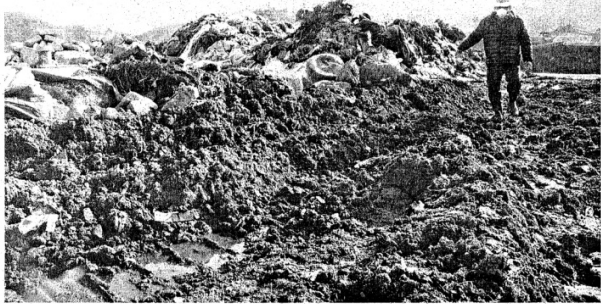
産廃との闘い続く豊島 完全撤去・再生を見届けよう

環瀬戸内海会議事務局

毎日新聞

2013.11.19 付 毎日新聞

(第3種郵便物認可)



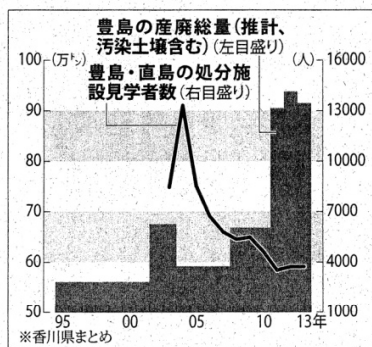
処分地に積み上げられた産業廃棄物。周辺では掘削機での掘削作業が続く
 香川県・豊島で5日
 県が推計する廃棄物と汚染土壌の総量は、計91万5000ト(10月末現在)。掘削作業が

豊島 公害調停申請20年

国内最大級の産業廃棄物不法投棄問題を抱える瀬戸内海の豊島(香川県土庄町)の島民が、公害紛争処理法に基づく調停を申請して11日で20年になる。成立した調停に基づいて県は廃棄物の処理を進めるが、島では今も新たな廃棄物が見つかり、総量は推計で正確に把握できていない。さらに増えれば処理期限にも影響しかねず、廃棄物対策豊島住民会議事務局長の安岐正三さん(62)は「今も現在進行形の問題」と訴える。

産廃との闘いなお

増える総量 薄れる関心



豊島産廃不法投棄問題
 香川県・豊島に処理業者が廃車を破砕した破棄物や廃油など大量の産廃を無許可で持ち込んだ。香川県が監視を怠り、1983年ごろから約7年間、不法投棄や野焼きが続いた。91年に兵庫県警が業者を廃棄物処理法違反容疑で逮捕。自治体の産廃処理費用を国が一部負担する産業廃棄物特別措置法の成立(2003年)や、排出者責任と罰則強化を盛り込んだ廃棄物処理法改正(10年)など、産廃処理制度に大きな影響を与えた。



【鈴木理之、写真も】
 県が推計する廃棄物と汚染土壌の総量は、計91万5000ト(10月末現在)。掘削作業が

豊島産廃不法投棄事件の主な経緯

- 1975年12月 処理業者が香川県に産廃処理場建設許可を申請
 77年2月 豊島住民が「産業廃棄物持ち込み絶対反対豊島住民会議」結成
 9月 業者が無害なミミズ養殖に申請を変更
 83年ごろ 業者がミミズの養殖をやめ、産廃の不法投棄と野焼きを始める
 84年6月 香川県が産廃を「有価物」と説明
 90年11月 兵庫県警が処分地を廃棄物処理法違反容疑で強制捜査。住民が「廃棄物対策豊島住民会議」結成
 93年11月 住民が産廃島外撤去と損害賠償を求め公害調停申請
 95年6月 公害等調整委員会が現地調査結果を報告。産廃推計約50万ト、環境基準の数十倍超の有害物質や高濃度のダイオキシンを確認
 2000年1月 産廃排出企業19社が解決金支払いに応じる
 6月 住民と香川県で調停成立。産廃を島外撤去・中間処理し(原状回復)することを合意。香川県が産廃認定を誤り、指導監督を怠った結果、深刻な環境汚染を招いたと「謝罪の意」を表明
 03年4月 産廃撤去が始まる
 9月 香川県・直島で産廃の中間処理が本格的に開始
 13年2月 三菱マテリアル九州工場(福岡県田川町)と汚染土壌のセメント原料化の契約締結
 3月 汚染土壌の撤出が始まる

産物の処理期限を16年度の計1万3316人を度末と定める。県は03年、推計総量67万トを前年に12年度で処理を終える計画を立てたが、量の増加で現時点では16年10月までずれ込む見通しだ。今後さらに推計より廃棄物が増え、期限内の達成は難しくなる可能性もある。

一方、瀬戸内海の島々などでは今月4日まで、「瀬戸内国際芸術祭2013」が開催された。産廃処分地のある豊島や、中間処分施設がある直島(香川県)も会場となり、多くの観光客が渡ったが、処分地などへの見学者数は下降の一途をたどる。

香川県によると、豊島と直島にある両施設への見学者数は04年度と願っている。

13年3月末、産業廃棄物特別措置法(産廃特措法)は期限切れ、豊島の産廃撤去計画も完了予定であった。産廃特措法は2016年度末まで延長となったが、現場では今も新たな廃棄物が見つかり、その総量も把握しきれていない。9月29日香川県の発表では、ドラム缶310本が見つかり、そのうち67本には液体や固形物入りであったという。県廃棄物対策課に問い合わせたところ、揮発性のにおいがしたと。さらに10月20日には、掘削予定区域外2カ所から産廃が新たに4,200トン見つかったと発表した。

今後も新たに産廃が見つかる可能性もある。いまだ、産廃の撤去、島の再生への道は険しく長い道のりの途上にあり、「現在進行形の問題」である。とはいえ、春夏秋の三会期に分け開催された「瀬戸内国際芸術祭2013」で豊島を訪れた観光客は数十万人に上るが、現場視察はほんの一握り。この大量消費社会の縮図・豊島の再生に関心を寄せるよう呼びかける。

西播磨に 二つの「産廃処分場計画」

播磨灘を守る会代表 青木敬介

今、西播磨に二つの産廃処分場の計画が持ち上がっている。

西日本最大級 夢前町産廃処分場計画

一つは、姫路市中心部から北北西へ約 16 km の旧飾磨郡夢前町(夢前川上流)。2012 年春、突如地元の複数の自治会に申し入れられ、大騒ぎになった。中身は「成臨興業」というあまり評判の良くない産廃業者(地域外への不法投棄を繰り返すなど)が、2012 年 5 月「夢前興産」に衣替えして、姫路市に設置許可を申請した。規模は 12 万㎡、埋め立て容積約 500 万㎡、営業期間 25 年という、全国でもまれな大きさ。近隣住民は、前の庄・杉之内などの自治会を中心に、いち早く反対署名を展開し、約 10 万余筆を集めた。また、若手の親たちは「子供の未来を守る会」を立ち上げ、機関紙を発行して、学習会を開き、自治会と提携して姫路市と交渉をし始めた。



「子供の未来を守る会」広報 No.2(2013.6.27 発行)より

この地域は、風光明媚な農山村で、2 級河川「夢前川」の中流域にあたり、その水源はロッククライミングの練習で有名な雪彦山である。最近その支流・明神川(中国縦貫道沿い)で、天然記念物オオサンショウウオが見つかった。そのような清流の近くに大量のゴミが持ち込まれることで他の生物と人間の健康にも大きな影響がある。

「子供の未来を守る会」の代表・上岡大介さんた

ちは、今年 5 月の環瀬戸内海会議第 24 回総会 in 姫路にも来場し、現状を報告された。夢前は、複数の自治会が連携しているのが強みといえよう。その後も播磨灘を守る会と連絡を取り合っている。

赤穂市西部、海辺の採石場跡に産廃処分場計画

もう一つは、兵庫県の西端、赤穂市天(鵜)和(てんわ)・福浦地区の海岸。この地は 20 年も前から東西 1.5 km にわたる広大な規模の採石場であったが、最近では砕石が売れず、操業は止まっていた。ここ数年は、モーターボートや水上バイクの遊び場になっていた。その採石跡の穴がネラワレたのである。当然砕石を積み出すための栈橋もあるから、廃棄物を船で持ち込むこともできる。

この計画は 10 月上旬に発表されたが、地元の人々には降って湧いたような話だ。それを受けて、11 月 4 日、赤穂市内で『赤穂・西部地域の環境を守る会』による反対集会が開かれ、千葉工大の八尋信英氏が講演した。参加者も次々に不安を口にしたが、市の説明は不十分なものだった。

この会も産廃処分地を許可しないよう県に申し入れるため、署名活動を始めている。私たちはまだ、この住民の会とは連絡を取れていないが、赤穂・福浦の漁業者に状況を聞き、今後の関わり方を考えたい。こちらは海際だけに、汚染が直接海に入る点を警告したい。

私たちは早くから産廃を島々や沿岸水系に持ち込まないように訴えてきた。「瀬戸内海環境保全特別措置法」の改正案にも、それを盛り込んでいる。いわゆる「3R 計画」(リサイクル・リユース・リデュース)でもかなりゴミは減らせるし、「混ぜればゴミ、分別すれば資源」を実現している自治体もある。これを実施している自治体では廃棄物の量がダントツに少ない。企業の方が、出る廃棄物の種類が限られているゆえ、都市よりも処理しやすいはずである。ちょっと工夫すればリサイクル・リユースができるものを、外に出さなければ、産廃は大幅に減るだろう。(2013.11.10)

御津産廃処分場計画を許さない！

環瀬戸内海会議事務局

20 年余り前ゴルフ場として開発されようとしていたが、岡山県議への贈収賄スキャンダルとバブル経済の崩壊で、計画がとん挫し、産廃処分場に化けた。これが岡山市御津町の産廃処分場計画だ。管理型埋立て処分場とリサイクルと焼却施設の三点セットで計画されている。



13.10.31 口頭弁論後、弁護士から報告を受ける住民

岡山市の浄水場からわずか32km余り

計画地は岡山市内中心部を流れる旭川の支流の源流域に位置し、山陽自動車道からは30分、新岡山空港からも数分という近さだ。山陽自動車道を通じて広域的に産廃を集めることができよう。

一方、岡山市内の水道水の大半を給水する三野浄水場までわずか32km余り。水道水への影響はないのか。それ以上に現地直近の農業用水、井戸水への影響はないのか。疑念は消えない。

遮水シートは破れる

管理型で使用する遮水シートは決して万全ではない。かつて東京三多摩広域組合による日の出廃棄物処分場の遮水シートが破れ、周辺の地下水を汚染したことが報じられた。つい最近でも福島第一原発で放射能汚染水を貯留する地下水槽で、遮水シートが破れた。埋められた産廃から漏出する汚染水を完全に封じ込める手段がないことはもはや明らかである。

合併の悪弊＝地域の周辺化

御津地元住民はもとより、行政も議会も水源保全条例」を制定するなど計画に反対してきたが、平成の大合併で、政令都市化を目指す岡山市に事

実上「編入」され、岡山市が地元の意向を無視して計画を許可したのだ。まさに合併の悪弊だ。



13.11.14 毎回住民60～80人傍聴に。さあ法廷へ

**岡山市御津産廃処分場事業
許可取消並びに建設工事差止請求訴訟
控訴審 判決言い渡し**

**12月26日(木) 13:10～
広島高裁岡山支部**

異例な弁論再開

地元住民は、岡山市を相手に許可取消を求め、業者を相手に工事差止めを求めて、二つの訴訟を闘ってきた。一審では不当にも二つの訴訟は却下され、住民側が敗訴した。

そして、控訴審、許可取消訴訟は、10月31日で結審、11月14日判決言い渡し予定であったが、極めて異例なことに、裁判所が計画に疑念を抱いたのか、原告・被告双方に弁論再開を打診し、極めて異例なことに14日は弁論期日となった。

住民側が福島第一原発の遮水シートの漏水や、全国で起きた処分場の漏水の事例を追加書証とした提出した。

これで二つの訴訟・控訴審は結審し、12月26日に両訴訟とも同時に判決を迎える。

御津産廃処分場を止めよう！

ぜひ傍聴にお出かけ下さい。

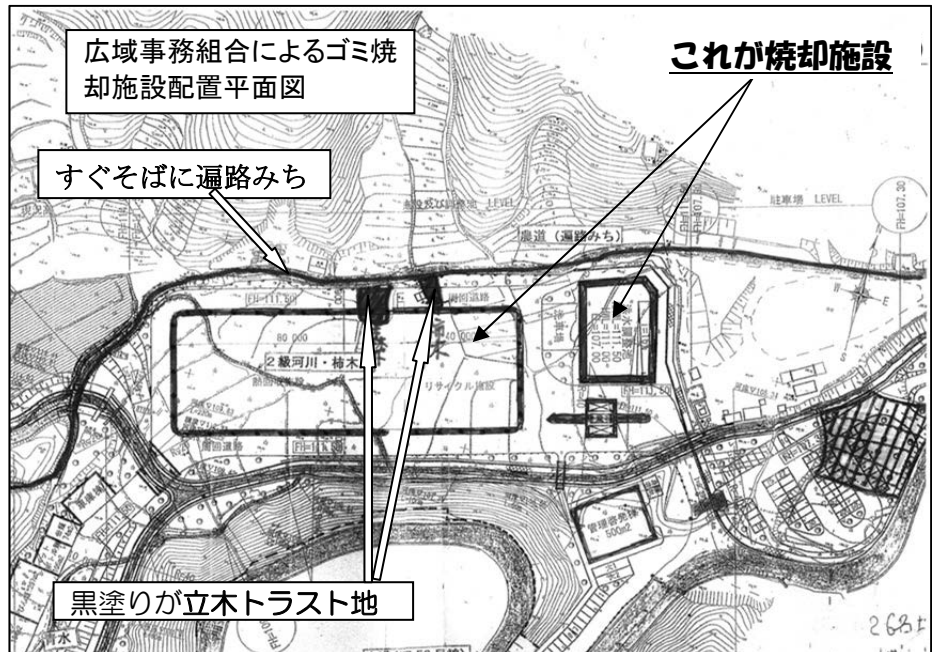
宇和島地区広域ゴミ処理施設建設計画の現状

無神経さにあきれる 遍路みちに接する焼却施設計画

環瀬戸内海会議事務局

宇和島市を中心とした広域事務組合によるゴミ焼却施設建設計画。既存施設老朽化に伴う計画とはいえ、予定地区には以前から同地区には建設しないなど口約束があったという。しかも計画用地は古来からの遍路みちに接しているのだ。

8月、宇和島広域事務組合より、事務局に立木トラストに対し回答依頼があった。①計画予定地



内畑の立木にかけられた木は誰の承諾で植え、又札をかけたのか。②札に記載された者の正確な氏名と住所。当然、①には、焼却施設に反対している耕作者 K 氏より売買を受けたことと回答、②には、当然ながら回答を拒否した。その後、事務組合からは一切連絡はない。



当該畑地は、登記上の地権者と耕作者が異なり、地権者が、耕作者の同意を求めず買収に応じたのだ。耕作者は、同意もなしに事務組合と交わした売買契約の無効確認を求め、松山地裁宇和島支部に提訴した。

一方、事務組合は、「まず初めに計画ありき」とばかりに、用地買収に躍起になっている。当然のこと強制収用を視野に入れているのだろう。

しかし、四国四県は「四国 88 カ所遍路みち」の世界遺産登録を目指すことを知事会議で合意したはず。地元の NPO も遍路みち保全のため活動し、計画地周辺にも「へんろみち」の案内標識を数多く立てている。知事会議の合意も地道な地元住民の思いも全く無視して、焼却施設を建設するとは、その無神経にはあきれる。香川・徳島・高知各県知事にどんな申し開きをするのか。事務組合は、地元で「遍路みちは付け替える」と説明したという。付け替えなど、登録対象の適切な保護・管理が強く求められる世界遺産登録にはあってはならないこと。暫定リストへの記載すらされないだろう。

ましてや、住民との約束を反古にし、住民の反対の声に「問答無用」とばかりに、土地収用をしようなど、住民の生命と財産を守ることを使命とする自治体のあるべき姿では断じてない！